

第58回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録
(意見及び回答)

日 時:令和3年2月1日(月)~10日(水)

場 所:書面開催

第58回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意見	
	<p>いずれも、地域発展のため必要とされる場所であり、反対する由はない。</p> <p>但し、農地、山林が常に開発されていくことが良しとされるわけではなく、その用途変更には、環境における配慮が十二分に取られる事が大切であると考えます。</p>
回答	
	<p>個別法の許可や承認を得て開発を行う場合、当該法令に基づき、担当部局によってその後の土地利用についても確認されています。委員のご意見の内容についても個別に確認されたうえで開発が行われています。</p>

意見	
	<p>整理番号1～3と5～6は、車道とその関連工事による変更であり、何らかの形で森林でなくなることについての環境影響について、評価されているものと思います。</p> <p>一方、整理番号4は、改変面積が10ha以下であり、環境影響についての評価が行われていないかもしれないため、参考までに、私見を述べさせていただきます。</p> <p>当該場所は、地形や植生から見て、サギ類のコロニーがあったり、フクロウが生息していたり、オオタカ(冬季)やサシバ(夏季)などの小型猛禽類の生息場所になっている可能性があるかと推察します。広域を俯瞰すると、環境への影響は小さいかもしれませんが、改変前に調査だけでもできる体制があると良いと考えます。</p>
回答	
	<p>整理番号4につきましては、農地の真ん中に残っていた林地を工業団地として開発するもので、垂井町と町の土地開発公社が行っています。</p> <p>ここでの計画を変更する林地の面積は4ヘクタールですが、工業団地のエリアは周辺の農地なども含めて6.6ヘクタールとなり、基準の5ヘクタールを超えたため、垂井町は自然環境保全調査を実施しました。その結果、このエリアにはサギ類のコロニーや小型猛禽類の営巣地等は確認できませんでした。</p>

第58回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意 見	<p>確認です。</p> <p>○3. 山口市 理由に残土の仮置き場となっていますが、使用目的終了後森林に復帰しない理由は为什么呢。</p> <p>○4. 垂井町 航空写真で拝見する限り、周囲は圃場整備済みの農地のようですが、工場排水等に対して周辺の反対はなかったでしょうか。</p>
回 答	<p>山口市の案件につきましては、岐阜国道事務所が東海環状自動車道の残土の仮置き場として使用していますが、この用途が完了する令和3年度以降に植林をして林地に戻していく予定です。</p> <p>垂井町の案件につきましては、農地の真ん中に残っていた林地を工業団地として開発するもので、垂井町と町の土地開発公社が行っています。</p> <p>垂井町は開発に際して計画段階から地区住民(農地所有者を含む)との意見交換会やまちづくり協議会勉強会を開催して情報共有を行っています。</p> <p>また、工場からの排水については、進出企業と垂井町の間で協定を締結し、排水質の基準を設定するなどの対応を行っており、地区住民(農地所有者を含む)からの反対意見はありませんでした。</p>